

資料5

水産基準値案と水産 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1. 水産基準値案及び水産 PEC の関係

(単位：μg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC			非水田 PEC
		Tier1	Tier2	Tier3	Tier1
カルボスルファン	0.040	11	0.063	0.0077	0.021
ジアフェンチウロン	0.053	-	-	-	0.0079
スピネトラム	0.023	0.75	0.0026	-	0.0055
ソルビタン脂肪酸エステル	14	-	-	-	0.017

網掛け：水産基準値案の10分の1以上のPEC

2. 基準値設定後の対応

水産 PEC が水産基準値案の10分の1を上回った、カルボスルファン、ジアフェンチウロン及びスピネトラムについては、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とし、これら農薬の使用が多い都道府県において、水質モニタリング調査の実施について検討することとする。